

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

取引先からの出向者をチーム化し、人材育成活動を推進する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

取引価格は、協議と合意を重視し、一方的な価格設定は行いません。年1回以上の協議を通じて、下請事業者の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう十分に協議して決定します。また、不合理な原価低減要請を行わないことを明確にし、下請事業者の自主性や健全な経営を尊重します。

さらに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切に実施し、原材料費やエネルギーコスト等の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、真摯な協議を行います。契約条件については書面にて明示し、透明性のある関係構築に努めます。

③ 手形などの支払条件

下請代金の支払には現金を使用し、手形による支払を行わないことを原則としています。スムーズな資金移動を通じて、取引先との信頼関係を強化してまいります。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年3月25日

株式会社 Kimama

企業名

代表取締役 山田 知栄

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。